

重要事項説明書

医療法人宮城会
訪問看護ステーションみみずく

重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名称	医療法人宮城会
代表者氏名	理事長 宮城剛
所在地 連絡先	奈良県天理市丹波市町 302 (電話) 0743 - 63 - 1114 (FAX) 0743-63 - 3866

2 事業所概要

事業所名称	医療法人宮城会 訪問看護ステーションみみずく
介護保険指定事業者番号	奈良県指定 第 2960990303 号
サービスの種類	訪問看護
所在地 連絡先	奈良県天理市丹波市町 302 宮城医院内 (電話) 0743 - 63 - 1016 (FAX) 0743 - 63 - 7160
相談担当者	岩崎 道子
事業実施地域	主に天理市内（山間部の長滝、藤井、苅原、仁興、山田、福住町は除く）とします。

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	○利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の目標を設定して支援します。 ○事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(看護師については祝日を含む) (日曜及び 12 月 30 日～1 月 3 日は休業)
営業時間	9 時～17 時

5 事業所の職員体制

事業所の管理者	岩崎 道子
---------	-------

職 種	人員数
管理者：看護師	常勤 1 人
看護師	常勤 1 人以上 非常勤 1 人以上
リハビリ職員	理学療法士 適当数 言語聴覚士 適当数
事務員	事務職員 適当数

6 サービス内容と利用料について

(1) 訪問看護の内容

病状や障害の観察 清拭・洗髪等による清潔の保持 食事及び排泄等療養生活の支援 褥瘡の予防・処置 リハビリテーション ターミナルケア
認知症の看護 療養生活や介護方法の相談 服薬管理 カテーテル等医療器具使用の管理 その他医師の指示による医療処置

(2) 利用日・時間 ※状態等により回数・時間を変更することがあります。

曜日		時間	
----	--	----	--

(3) 24 時間対応

	希望します		希望しません
--	-------	--	--------

(4) 利用料は訪問看護ステーションみみずくご利用料金表に示します。

(5) 介護保険の利用料のお支払いは月末締め、翌月 27 日に口座引き落としになります。ゆうちょ銀行はご利用いただけません。

毎月 15 日前後に前月分の請求書を郵送いたします。

口座引き落としができない場合は宮城医院外来窓口にて現金でお支払ください。

(6) 医療保険の利用料のお支払いは月末締め、翌月 15 日前後の訪問時に請求書を持参いたします。会計袋に現金を入れて看護師(理学療法士等)にお渡しください。利用中止時は宮城医院外来窓口にてお支払いください。

- (7) 訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。当日に訪問を中止される場合はキャンセル料 2000 円（自費）を請求いたします。ただし、利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供時、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行い、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告し、利用者の家族（緊急連絡先）、居宅介護支援事業者等に連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族（緊急連絡先）、主治医、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9 虐待防止に関する対応

利用者の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するため、担当者を設置し定期的な研修を実施します。

10 カスタマーハラスメントへの対応

事業所の従業者に対して、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント等のハラスメント行為等が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、主治医や行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

11 感染症及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症まん延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況の把握と予防対策、災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 感染症や災害等発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます

12 秘密の保持

本事業所の従業者は業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13 理学療法士、言語聴覚士の訪問の場合（以下理学療法士等）

理学療法士等による訪問は、訪問看護の一環としてのリハビリテーションとなります。なお、看護職員も定期的に訪問させていただきます。

14 サービスに関する相談、苦情についての窓口

事業者の窓口 訪問看護ステーション みみずく	所在地：天理市丹波市町 302 番地 訪問看護ステーションみみずく管理者 電話番号：0743-63-1016 FAX 63-7160 受付時間：月曜日～土曜日 9 時～17 時
市町村窓口	所在地：天理市川原城町 605 天理市役所介護福祉課 電話番号：0743-63-1001 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分
奈良県国民健康保険 団体連合会	所在地：橿原市大久町 302-1（奈良県市町村会館内） 電話番号：0744-29-8311 FAX 0744-29-8322

※その他担当ケアマネージャー

15 訪問時間や訪問日の変更

台風や大雪等天候不良時の訪問日時の変更や緊急訪問等で訪問時間を変更させていただきます。

16 サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために

当従業者は本事業所に関わる金銭以外（病院・薬局等支払い代行等）の取り扱いは致しません。なお、従業者に対する贈り物やおもてなしはご遠慮させていただきます。

17 看護実習生の訪問

本事業所では看護学生または理学療法士等学生の実習受け入れをしており、訪問に同行させていただく事があります。断りたい場合は遠慮なくお申し出ください。それによってご利用者様が不利益をこうむることは一切ありません。